○国土交通省告示第千二百七十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JD3850	142407	扇丸	令和8. 7. 1
JL6256	134835	第二十八三幸丸	8. 7. 2
JD4034	142702	第八めいわ丸	8. 7. 3
JIJT	131591	第108海王丸	8. 7. 7
JI2949	119644	第十七日漁丸	8. 7. 7
JI2950	119645	第十八日漁丸	8. 7. 7
JK5626	136191	えたじま	8. 7. 7
JH3269	133188	第八盛福丸	8. 7. 14
JJ3476	129118	美寿丸	8. 7. 14
JIKV	133210	第五十八博洋丸	8. 7. 16
JG5692	137153	新共和丸	8. 7. 17
JD2266	140337	三春丸	8. 7. 21
7JYJ	142754	YAMATOGAWA	8. 7. 22
JD3323	141632	第八共徳丸	8. 7. 23
JL6559	136461	第二おりいぶ	8. 7. 23
7JMV	141744	ORIHIME	8. 7. 24
JD2641	140746	駿河丸	8. 7. 24
JD4729	143741	第二大師丸	8. 7. 24
JG5734	137170	しおかぜ	8. 7. 24
JI3416	131671	淀丸	8. 7. 24
JK5004	131738	第八和丸	8. 7. 29
7KNN	144422	KEY HUNTER	8. 7. 30
JD2005	140036	第八東海丸	8. 8. 3
JKRN	120134	第二十八常磐丸	8. 8. 4
JD2846	140904	第十八松島丸	8. 8. 4
JK5565	136145	第五十五博晴丸	8. 8. 7
JJ3817	132319	第六日興丸	8. 8. 12
JD2767	140806	若佑丸	8. 8. 13
JG5461	135822	第二十五大精丸	8. 8. 19
JM4666	122916	第三東興丸	8. 8. 19
JM6281	133557	天長丸	8. 8. 20
JRSG	131903	第八東栄丸	8. 8. 24
JI3716	137242	第二十三浪速丸	8. 8. 25
7JXA	142683	SHIN KOHO	8. 8. 27
JRII	130903	第五十八大洋丸	8. 8. 28
JI3404	131634	三石丸	8. 8. 28
JEDU	133186	第五十一福久丸	8. 8. 31
JJ3578	130793	住栄丸	8. 8. 31

○国土交通省告示第千二百七十六号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A25191004	令和7. 3. 25	135414	第二十八三垂丸

○国土交通省告示第千二百七十七号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A23191200	令和5. 5. 16	137080	キャンディアンド八十

○国土交通省告示第千二百七十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　33

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　全国板硝子商工協同組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　中村　勉

(四)　変更年月日　令和八年六月十二日

○国土交通省告示第千二百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下小島川（イ）

二　砂防法第二条の土地の表示

長崎県佐世保市指方町の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 06′ 50.5042″	129° 47′ 18.0211″
2	33° 06′ 50.2471″	129° 47′ 17.6401″
3	33° 06′ 50.2024″	129° 47′ 16.9721″
4	33° 06′ 50.2720″	129° 47′ 16.7941″
5	33° 06′ 50.5658″	129° 47′ 09.3216″
6	33° 06′ 50.9560″	129° 47′ 15.6449″
7	33° 06′ 51.3072″	129° 47′ 15.0106″
8	33° 06′ 51.8713″	129° 47′ 14.0290″
9	33° 06′ 52.4105″	129° 47′ 12.4348″
10	33° 06′ 53.8226″	129° 47′ 12.2834″
11	33° 06′ 54.2807″	129° 47′ 12.9407″
12	33° 06′ 54.1931″	129° 47′ 14.3837″
13	33° 06′ 53.7478″	129° 47′ 15.0111″
14	33° 06′ 52.3349″	129° 47′ 14.7739″
15	33° 06′ 51.0513″	129° 47′ 16.2107″
16	33° 06′ 51.0134″	129° 47′ 16.3416″
17	33° 06′ 50.9324″	129° 47′ 16.3933″
18	33° 06′ 50.4633″	129° 47′ 17.0653″
19	33° 06′ 50.4394″	129° 47′ 17.2187″
20	33° 06′ 50.6608″	129° 47′ 17.7556″
21	33° 06′ 50.6950″	129° 47′ 18.0695″

○国土交通省告示第千二百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

轟木谷一川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県北諸県郡三股町大字長田の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平成十九年国土交通省告示第五百三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31° 43′ 40.8572″	131° 10′ 07.2123″
2	31° 43′ 42.2472″	130° 10′ 06.2575″
3	31° 43′ 42.5791″	130° 10′ 06.1634″
4	31° 43′ 42.8951″	130° 10′ 06.1174″
5	31° 43′ 43.1485″	130° 10′ 06.3985″
6	31° 43′ 43.1875″	130° 10′ 06.9005″
7	31° 43′ 42.9769″	130° 10′ 07.2042″

○海上保安庁告示第三十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月十六日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　網田港東導流堤灯台

位置

所在地　熊本県宇土市（網田港東導流堤外端）

北緯　三二―四〇―〇六

東経　一三〇―三二―一〇

廃止年月日　令和八年八月三十日

名称　輪島市沖海洋観測ＡＩＳ信号所

位置

所在地　竜ケ埼灯台（石川県輪島市）の北北東方約二九キロメートル

北緯　三七―三八―二五

東経　一三七―〇二―四一

廃止年月日　令和八年九月十五日

名称　輪島市沖海洋観測施設灯

位置

所在地　竜ケ埼灯台（石川県輪島市）の北北東方約二九キロメートル

北緯　三七―三八―二五

東経　一三七―〇二―四一

廃止年月日　令和八年九月十五日